

平成 26 年 1 月 9 日

新判例による『公務員Vテキスト6 刑法 第9版』における修正等について

TAC 出版

傷害罪について承継的共同正犯を否定した最高裁の決定が出されました(最決平 24・11・6)。これに伴い、『Vテキスト6 刑法 第9版』に修正を要する箇所等があります。お手数ですが修正の上、ご使用下さい。

頁	変更後
p 124 の○判旨の 3 行目 「強盗罪の <u>間接正犯は成立せず</u> 、 <u>教唆犯が成立すること</u> とどまる。	「強盗罪の <u>間接正犯は成立しない</u> 。」に訂正、 下線部分削除
p 127 の 1 行目 → <u>この点について最高裁判例はないが</u> 、	全文削除
p 127 の 5 行目 → <u>があり</u> 、 <u>判例の態度は肯定・否定いずれとも断定しがたい</u> 。	があったが、近時の最高裁は傷害罪について承継的共同正犯を否定している(最決平 24・11・6)。

以上